

連帯保証人の負担額に上限（極度額）が設定されました。

民法の改正により、令和2年4月以降に入居される方の連帯保証人の負担額について、上限（極度額）が設定されました。

入居日	連帯保証人の負担額
令和2年3月まで	制限なし
令和2年4月以降	入居時家賃の12カ月相当分

〈極度額の計算例〉

入居時の家賃1カ月が30,000円の場合
 $30,000円 \times 12カ月 = 360,000円$ （極度額）

※連帯保証人が極度額まで家賃などを支払った場合は、市との協議の上で再度連帯保証人になるか、別の方に連帯保証人を依頼することになります。

令和2年3月までに入居されている方は変更ありませんが、次の場合は連帯保証人の負担額に上限が設定されます。

- 1.入居の承継をした時
（入居名義人が亡くなるなどで同居人がそのまま居住する場合）
- 2.部屋の変更をした時
（入居者が加齢、病気により部屋を変わるなどの場合）
- 3.連帯保証人の死亡などにより連帯保証人を変更した時

連帯保証人が死亡などにより連帯責務をおえなくなった場合は、連帯保証人の変更手続きが必要となりますので、市民課住宅係までご相談下さい。

（問合せ先）

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

赤穂市市民部市民課住宅係

TEL：0791-43-7066

